

質 問	回 答
<p>マチカネポイントとは何ですか？どこで使うことができますか？ダウンロード方法を教えてください。</p>	<p>マチカネポイントとは、豊中市独自のデジタル地域ポイントです。豊中市内の加盟店で1ポイント1円としてご利用いただけます。ご利用にあたって、マチカネポイントアプリのダウンロード及び氏名・住所等の登録が必要です。マチカネポイントアプリ専用ホームページからダウンロードページへのリンクがあります。また、加盟店一覧（ポイントが使えるお店）も同ホームページに掲載しています。</p> <p>詳細はマチカネポイントアプリ専用ページ (<a href="https://toyonaka.yomsubi.com">https://toyonaka.yomsubi.com</a>) をご確認ください。</p>
<p>新たに豊中市内の民間保育施設に就職し、豊中市内に引っ越しましたが、住民票は前住所のままにしています。応援手当の交付資格申込の対象になりますか？</p>	<p>住民票が豊中市外であり、豊中市の住民基本台帳に記録されていないため、応援手当の交付資格申込の対象外ですが、市外在住者対象のうえるかむマチカネポイントの交付資格申込は可能です。</p> <p>期日までに住民票を豊中市内へ移していただきましたら、応援手当の交付資格へお申し込みいただけます。</p>
<p>第7次の対象でしたが、申込を忘れていました。今回新たに申込むことはできますか？</p>	<p>今回は令和7年（2025年）4月2日～令和8年（2026年）4月1日の期間に採用された方が交付資格申込の対象ですので、第7次募集の対象の方は申込できません。</p>
<p>令和8年（2026年）5月1日に採用されました。交付資格申込の対象になりますか？</p>	<p>今回は令和7年（2025年）4月2日～令和8年（2026年）4月1日の期間に採用された方が対象ですので、第8次募集の交付資格申込の対象にはなりません。</p>
<p>週30時間以上勤務で採用されましたが、正社員ではなくパート社員です。交付資格申込の対象になりますか？</p>	<p>週30時間以上の勤務であれば、正社員、パートを問わず交付資格申込の対象になります。</p>
<p>現在、週30時間未満で対象施設に勤務していますが、対象期間内に週30時間以上勤務になった場合、交付資格申込の対象になりますか？</p>	<p>勤務施設より、対象期間内に週30時間以上勤務で雇用されたことが証明されれば、交付資格申込の対象になります。</p>
<p>認可外保育所に就職しました。助成金の交付資格申込の対象になりますか？</p>	<p>認可外保育施設は、交付資格申込の対象外です（家庭保育所、豊中市庄内及び北部一時保育事業を実施する施設を除く。）。</p>
<p>以前幼稚園に勤務していました。対象期間内に認定こども園に保育教諭として新たに採用されました。交付資格申込の対象になりますか？</p>	<p>保育士資格あり＝【新卒・未経験】でお申し込みください。</p> <p>保育士資格なし＝幼稚園免許のみの場合は、交付資格申込の対象外になります。</p>
<p>現在、幼稚園免許のみで保育教諭として対象施設で勤務していますが、対象期間内に保育士資格を取得しました。交付資格申込の対象になりますか？</p>	<p>本助成金は、新たに保育士・保育教諭として採用された方が対象です。すでに保育教諭として勤務されている場合は、資格取得後も交付資格申込の対象にはなりません。</p>

質 問	回 答
派遣会社から派遣され、豊中市内の認可保育施設で保育士として勤務していましたが、派遣会社を辞め、新しく豊中市内の認可保育施設に就職しました。【市外からの転職】に該当しますか？	採用されていた派遣会社の所在地が豊中市外の場合は、【市外からの転職】に該当します。
「最終の保育経験から5年以上のブランク」とはいつからいつまでの期間のことですか？	最終の保育経験における退職日から今回交付資格対象となる採用日までの期間のことです。
「最終の保育経験から5年以上のブランク」のうち、ブランク期間にアルバイトをしていましたが、交付資格申込対象になりますか？	就労内容が保育業務以外であれば、交付資格申込の対象となります。就労内容が保育業務の場合は、勤務時間数にかかわらず、ブランク期間に該当しません。（認可外保育施設等でのアルバイトを除く。）
交付対象者になりましたが、出産休暇・育児休業・退職を取得することになりました。どうしたらいいですか？	手続きは必要ありません。実績報告時に「勤務証明書」（様式第6号）で事業主による事由証明があれば、交付額の変更なく、助成金をお受け取りいただけます。（第7次募集分より、停止期間を廃止しました。）
《応援手当》の交付対象者ですが、令和8年9月20日に退職予定です。応援手当はどうなりますか？	実績報告期間すべてにおいて勤務したことを証明されなければ、応援手当は交付されず、交付資格も取り消しとなります。 すみやかに、とよなか保育士助成金状況変更届（様式第4号）をご提出ください。
《うるかむマチカネポイント》の交付対象者ですが、令和9年3月末日に退職予定です。うるかむマチカネポイントをもらうことはできますか？	実績報告期間すべてにおいて勤務したことを証明できれば、うるかむマチカネポイントは交付されます。すみやかにとよなか保育士助成金状況変更届（様式第4号）をご提出ください。

（令和8年（2026年）5月22日更新）